

# 研究開発税額控除

## Tax Credit for R&D

研究税額控除は、フランス国内に拠点を置いて研究開発活動を行う企業を支援する公的支援制度です。

### 税額控除制度の対象となる企業:

企業形態を問わず、フランス国内で実際の利益に基づいて法人所得税が課税されている製造業、商業、農業、全ての分野の会社が対象となります。

### 税額控除制度の対象となる研究開発事業:

基礎研究、応用研究、および実験的な科学・技術研究が研究開発税額控除の対象となります。企業は、研究が独創的な性質のものであって、既存の技術の単純な利用や応用によってもたらされるものではないことを実証しなければなりません。企業はそれが「技術的現状」を改善することを実証する必要があります。

### 対象となる支出:

- 研究専用の建物と機器の減価償却費
- プロジェクトに関与する従業員(研究者、技術者)の賃金と社会保障費
- 経常経費(一括定額)
  - － 研究者および研究技術に係る人件費の 75%
  - － 若手博士の採用後 2 年間(24 ヶ月)に係る全人件費の 200%
- 特許の取得・維持費用
- 実験的研究を遂行するために取得した特許の減価償却費
- 欧州連合内のフランス研究省の認定を受けた研究機関への委託業務。年間 1000 万ユーロが限度(関連企業の場合は 200 万ユーロ)。
- 公的研究機関または大学へ委託した研究活動に関する費用の 200% (1200 万ユーロを上限とする)
- 繊維、衣料、および皮革産業の製造企業によって生産される新コレクションに関する支出
- 特許の保護および技術調査に要した費用

## 研究開発税額控除 Tax Credit for R&D

### 申告書:

企業が収益を申告するとき同時に記入して送付する簡単な書類です。

### 控除額の計算方法:

研究開発税額控除は、会社が1 暦年に計上した研究開発費について計算されます。年間1億ユーロを上限として、当該年の研究開発費の30%が控除されます。上限額を超える場合には5%の税率が適用されます。初めて研究開発費控除を受ける企業、あるいは過去5年間控除を受けていなかった企業の場合には、初年度研究開発費の50%、次年度40%の控除を受けられます。

### 税額控除を受ける時期:

研究開発税額控除は、研究開発費用が生じた年について企業が支払う法人税から控除されます。控除額が税額より多い場合、または企業が損失を出した場合には、その残額は以降3年間の納税額から控除され、この期間の最後で必要に応じて還付されます。

課税または還付されていない税額控除は、国税局への貸越勘定になります。この貸越勘定は、担保として金融機関に譲渡することができます。

個人が最低50%を出資する新興中小企業に対しては、設立後5年間は税額控除の即時還付を受けることができます。

### 事前承認:

希望する企業は、事業を開始する前に、研究開発プロジェクトの適格性に関してフランス研究省の意見を求めることができます。回答は3ヶ月以内になされなければならない、その後で協定を締結します。

### 具体例:

暦年	2008	2009	2010
減価償却引当金	10,000	15,000	16,000
研究開発人件費	500,000	600,000	650,000
経常経費（人件費の75%）	375,000	450,000	487,500
公共研究機関への委託業務費用	100,000	120,000	200,000
技術監視費	50,000	20,000	20,000
特許防衛費	0	10,000	30,000
<b>支出の合計</b>	<b>1 035,000</b>	<b>1 215,000</b>	<b>1 403,500</b>
<b>研究開発税額控除の合計</b>	<b>310,500</b>	<b>364,500</b>	<b>421,050</b>